

# 平成28年度 第1回 政策会議 審議結果

日時：平成28年10月18日（火）9：30～10：15

場所：5階庁議室

【議 題】 平成29年度 用地の取得及び市有財産の処分等に関する計画について

【提 案 局】 政策局（政策企画課とりまとめ）

【出 席 者】 大西市長、高田副市長、植松副市長、古庄政策局長、村上総括審議員、多野総務局長、宮本財政局長、石櫃経済観光局長、西嶋農水局長、肝付都市建設局長、森区民部長、中村消防局長

【付議内容】 用地の取得及び市有財産の処分等に関する計画について確定したい

- ①みかん実験農場【施設機能廃止・財産処分】：農水局農業・ブランド戦略課
- ②西部市民センター跡地【財産処分】：財政局管財課

【資 料】

- ◇ 付議事項調書（様式1）
- ◇ 政策調整会議内容検討表（様式4）
- ◇ 政策会議席次表
- ◇ 各事業別調書

【審議結果】 ◆ 原案了承

【議事概要】 ◇平成29年度 用地の取得及び市有財産の処分等に関する計画について、以下の点を整理の上、了承することとした。

- ・みかん実験農場の公売にあたっては、みかん農地としての積極的な活用、埋蔵文化財包蔵地の制約などの条件を付す事。

【審議の経過】 <みかん実験農場>

◇小島下町遺跡群に属しているため、購入者が土木工事をする場合には届出が必要となる。内容によっては、試掘や本調査まで及ぶ可能性があるため、きちんと説明していただきたい。（経済観光局長）

⇒土木工事等を行う場合は埋蔵文化財の手続きが必要であることについて、公売の際にきちんと条件を付したいと考えている。（農水局長）

◇園地の購入者に対しては、土地の高度化を図るなど、熊本のみかん生産地としての役割に資するよう、積極的な活用をしていただきたい。（市長）

<西部市民センター跡地>

◇調整区域は市街化の抑制を基本とし、特例により開発を認めている区域であ

る。また、立地適正化計画においても、都市機能誘導区域及び居住促進エリア外で建築する際には届出をしていただくようにしており、当該地は区域外に該当している。これらの点に対する考え方を示していただきたい。(都市建設局長)

⇒調整区域内であっても用途に適合すれば建築は認められることから、当該地の売却が不適とは考えていない。また、全庁的な照会においても利活用の希望はあっていない状態である。(財政局長)

⇒当該地は、公有地としての役割を果たし、現状、活用の見込みも無い状況。復興財源確保という観点から、基本原則として未利用の公有地については売却すべきと考えており、政策上の課題等をきちんと精査の上、売却可能な用地は民間に有効に活用していただくことが望ましい。(市長)